

2-1 法令名： 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(H20法83)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
11①	愛がん動物用飼料の製造業者等に対する報告徴収	法16② 省令本則	省令本則 ただし書	—	—	—	法定 (7)			
12①	愛がん動物用飼料の製造業者等に対する立入検査等	法16② 省令本則	省令本則 ただし書	—	—	—	法定 (7)			

2-2 法令名： 土壤汚染対策法(H14法53)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
	【2以上の地方環境事務所の管轄区域に事業所を有する者に係るものを除く】					
31①	調査機関の指定及び更新	法63 省令27 I	—	—	—	—
35	指定調査機関の変更届出の受理	法63 省令27 II	—	—	—	—
36③	指定調査機関に対する業務執行又は業務改善命令	法63 省令27 III	省令27 ただし書	—	—	—
37①	指定調査機関の業務規程の届出又は変更届出の受理	法63 省令27 IV	—	—	—	—
39	指定調査機関に対する適合命令	法63 省令27 V	省令27 ただし書	—	—	—
40	指定調査機関の業務廃止届出の受理	法63 省令27 VI	—	—	—	—
42	指定調査機関に対する指定の取消し	法63 省令27 VII	省令27 ただし書	—	—	—
43	指定調査機関の指定等の公示	法63 省令27 VIII	省令27 ただし書	—	—	—
54⑤	指定調査機関等に対する報告徴収及び立入検査	法63 省令27 IX	省令27 ただし書	—	—	—
	【委任の範囲に言及なし】					
54①	土壤汚染状況調査に係る土地の所有者等に係る報告の徴収又は立入検査	法63 施行規則78	規則78 ただし書	自治	法54① 規則78 ただし書	—
56①	関係地方公共団体の長への資料提出又は説明要求	法63 施行規則78	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
法定 (2)③			
自治			
法定 (2)③			
自治			
法定 (2)③			
法定 (2)③			
法定 (2)③			
自治	○		
自治			

2-3 法令名： 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(H14法88)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			備考
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
9①	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等(国指定鳥獣保護区内、希少鳥獣、かすみ網使用のものに限る。以下同じ。)の許可及び許可申請の受理	法80の2規則80 I	—	自治	—	指示(1)(法79① I)	※1 県の事務は、国指定鳥獣保護区に類似する県指定鳥獣保護区内の同種の事務を参考として記載したもの
9②⑤	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請の受理、許可に係る条件の設定	法80の2規則80 I	—	自治	—	—	※1
9④⑦	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に係る期間の設定、許可証の交付	法80の2規則80 I	—	自治	—	—	※1
<9④⑦>	指定猟法禁止区域(国で指定するものに限る。以下同じ。)内における指定猟法による鳥獣の捕獲等の許可に係る期間の設定、許可証の交付 ※ 法15⑪において準用	法80の2規則80 I	—	自治	—	—	※2 県の事務は、国指定の指定猟法禁止区域に類似する県指定の指定猟法禁止区域の同種の事務を参考として記載したもの
9⑧⑨⑩	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等に係る従事者証の交付、許可証又は従事者証の再交付、返納の受理	法80の2規則80 I	—	自治	—	—	※1
9⑬	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の結果報告の受理	法80の2規則80 I	—	自治	—	—	※1
10①	許可を受けずに鳥獣の捕獲等若しくは鳥類の卵の採取等を行った者又は条件違反者に対する措置命令	法80の2規則80 II	規則80	自治	—	—	※1
10②	鳥獣の捕獲等若しくは鳥類の卵の採取等に係る違反者に対する許可取消し	法80の2規則80 II	—	自治	—	—	※1
<10②>	指定猟法禁止区域内における指定猟法による鳥獣の捕獲等の許可条件違反者に対する許可取消し ※ 法15⑪において準用	法80の2規則80 II	—	自治	—	—	※2
15④⑥⑦⑨	指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可、許可に係る条件設定、許可証の再交付、許可証返納の受理	法80の2規則80 III	—	自治	—	—	※2
15⑩	指定猟法による鳥獣の捕獲等許可条件違反者に対する措置命令	法80の2規則80 III	規則80	自治	—	—	※2
25②④⑤	適法捕獲等証明書の交付申請の受理、証明書の再交付、返納の受理	法80の2規則80 IV	—	—	—	—	
25⑥	適法捕獲等証明書添付せずに、鳥獣等又は鳥獣の卵を輸出しようとした者への措置命令	法80の2規則80 IV	規則80	—	—	—	



権限移譲後			備考
事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
法定(1)			
法定(8)			
法定(8)			

2-3 法令名： 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(H14法88)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			備考
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
25⑦	適法捕獲等証明書の効力取消し	法80の2規則80IV	—	—	—	—	
26③④	特定輸入鳥獣が規定に適合して輸入されたものであることを表示する標識の交付等	法80の2規則80V	—	—	—	—	
28の2⑤	国指定鳥獣保護区における保全事業に係る都道府県との協議及び同意	法80の2規則80VI	—	—	—	—	※1
29⑦⑧⑩	国指定特別保護地区の区域内での鳥獣の保護に影響を及ぼすおそれがある行為の許可、許可申請書の受理、許可条件の設定	法80の2規則80VII	—	自治	—	—	※3 県の事務は、国指定特別保護区に類似する県指定特別保護区の同種事務を参考として記載したもの
30①	国指定特別保護地区における、鳥獣の保護に影響を及ぼすおそれがある行為の許可を受けた者への実施方法に係る指示	法80の2規則80VIII	規則80	自治	—	—	※3
30②	国指定特別保護地区における、無許可で鳥獣の保護に影響を及ぼすおそれがある行為をした者等への行為中止命令、原状回復命令又は措置命令	法80の2規則80VIII	規則80	自治	—	—	※3
30③	国指定特別保護地区における、鳥獣の保護に影響を及ぼすおそれがある行為の現状回復に係る代執行及びその公示	法80の2規則80VIII	規則80	自治	—	—	※3
31①	国指定鳥獣保護区の指定等にかかる、他人の土地に対する実地調査	法80の2規則80IX	—	自治	—	—	※1、※2、※3
31②	国指定鳥獣保護区の指定等にかかる、関係者からの意見聴取	法80の2規則80IX	—	自治	—	—	※1、※2、※3
37①②	危険猟法により鳥獣の捕獲等をしようとする者に対する許可、許可申請の受理	法80の2規則80X	—	—	—	—	
37④⑤	危険猟法により鳥獣の捕獲等をしようとする者に対する許可に係る期間又は条件の設定	法80の2規則80X	—	—	—	—	
37⑥⑦⑨	危険猟法許可証の交付又は再交付、返納の受理	法80の2規則80X	—	—	—	—	
37⑩	無許可で危険猟法により鳥獣の捕獲等をした者又は許可条件違反者への措置命令	法80の2規則80X	規則80	—	—	—	
37⑪	危険猟法による鳥獣の捕獲等に係る許可の取消し	法80の2規則80X	—	—	—	—	



権限移譲後			備考
事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
法定(8)			
法定(8)			
法定(1)			
自治	○		
自治			

2-3 法令名： 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(H14法88)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
75①	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可を受けた者等に対する報告徴収	法80の2 規則80X I	規則80	自治	—	—	※1、※2、※3
75②	国指定特別保護地区において、許可を受けて鳥獣の保護に影響を及ぼすおそれのある行為をした者への立入検査又は影響調査	法80の2 規則80X I	規則80	自治	—	—	※3
75③	国指定鳥獣保護区の立入検査	法80の2 規則80X I	規則80	自治	—	—	※1



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定 (1)			
法定 (1)			
法定 (1)			

2-4 法令名: ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(H13法65)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
17	事業者等への報告の徴収	法22の2 規則11	規則11	法定 (8)	法17 規則11	—	法定 (7)			
18①	事業者等への立入検査	法22の2 規則11	規則11	法定 (8)	法18① 規則11	—	法定 (7)			



2-5 法令名: ダイオキシン類対策特別措置法(H11法105)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
34①	特定施設設置者への報告徴収、立入検査	法40の2 規則17	規則17 ただし書	自治	法34① 規則17 ただし書	—	法定 (7)			
36①	関係地方公共団体の長への資料提出、説明要求	法40の2 規則17	—	—	—	—	法定 (7)			

2-6 法令名： 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(H6法9)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
18①	水道水源特定事業場から排水を排出する者等に対する報告徴収、立入検査	法26の2規則17	規則17	自治	法18①規則17	—	法定(7)			
22①	関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めること	法26の2規則17	—	—	—	—	法定(7)			



2-7 法令名: 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(H4法70)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
45①	関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めること	法44① 令15①	—	—	—	—	法定 (7)			

2-8 法令名： 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(H4法75)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
8	希少野生動植物種の個体等の所有者又は占有者に対する助言又は指導	法55 規則43 I	—	—	—	—	法定 (8)			
10①②④	国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等に係る許可又は許可に係る条件の設定	法55 規則43 II	—	—	—	—	法定 (8)			
10⑤⑥⑦	許可証又は従事者証の交付又は再発行	法55 規則43 II	—	—	—	—	法定 (8)			
10⑩	特定国内種事業に係る、繁殖の目的で行う特定国内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等に係る許可及びその条件設定のための農林水産大臣との協議	法55 規則43 II	—	—	—	—	法定 (8)			
11①	国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等に係る許可を受けた者への業務改善等の措置命令	法55 規則43 III	規則43	—	—	—	法定 (8)			
11②	命令違反者等への許可取消し	法55 規則43 III	—	—	—	—	法定 (8)			
11③	特定国内種事業に係る、繁殖の目的で行う特定国内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等に係る許可を受けた者への業務改善等の措置命令又は許可取消しに係る農林水産大臣との協議	法55 規則43 III	規則43	—	—	—	法定 (8)			
18	陳列の禁止に違反して、希少野生動植物種の個体等の陳列をしている者に対する措置命令	法55 規則43 IV	規則43	—	—	—	法定 (8)			
19①	特定国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等で輸入されたものの譲受をした者等に対する報告徴収又は立入検査	法55 規則43 V	規則43	—	—	—	法定 (8)			
30①③	(加工品に係る特定国内種事業を除く)特定国内種事業の届出受理、届出事項変更の届出受理、事業廃止の届出受理	法55 規則43 VI	—	—	—	—	法定 (8)			
30②	加工品に係る特定国内種事業の届出受理	法55 規則43 VI	—	—	—	—	法定 (8)			
<30③>	加工品に係る特定国内種事業の届出事項変更又は事業廃止に係る届出受理 ※ 法30⑤において準用	法55 規則43 VI	—	—	—	—	法定 (8)			
32①	(加工品に係る特定国内種事業を除く)特定国内種事業者のうち規定に違反した者に対する規定遵守の指示	法55 規則43 VII	規則43	—	—	—	法定 (8)			

2-8 法令名： 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(H4法75)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
(32①)	加工品に係る特定国内種事業者のうち、規定に違反した者に対する規定遵守の指示 ※ 法32③において準用	法55 規則43VII	規則43	—	—	—	法定 (8)			
32②	(加工品に係る特定国内種事業を除く)特定国内種事業者のうち規定遵守の指示に違反した者に対する業務停止命令	法55 規則43VII	規則43	—	—	—	法定 (8)			
(32②)	加工品に係る特定国内種事業者のうち、規定遵守の指示に違反した者に対する業務停止命令 ※ 法32③において準用	法55 規則43VII	規則43	—	—	—	法定 (8)			
33①	(加工品に係る特定国内種事業を除く)特定国内種事業者に対する報告徴収、立入検査	法55 規則43VIII	規則43	—	—	—	法定 (8)			
(33①)	加工品に係る特定国内種事業者に対する報告徴収、立入検査 ※ 法33②において準用	法55 規則43VIII	規則43	—	—	—	法定 (8)			
(33①)	特定国際種事業者に対する報告徴収、立入検査 ※ 法33の5において準用	法55 規則43VIII	規則43	—	—	—	法定 (8)			
33の4①	特定国際種事業者のうち、規定に違反した者に対する規定遵守の指示	法55 規則43IX	規則43	—	—	—	法定 (8)			
35	土地の所有者又は占有者に対する助言又は指導	法55 規則43X	—	—	—	—	法定 (8)			
37④⑤⑦	管理地区内での建築物その他の工作物の新築等行為の申請受理、許可又は許可に係る条件の設定 ※ 掲げられた行為に係るものに限る	法55 規則43XI	—	—	—	—	法定 (8)			
(37⑤⑦)	立入制限地区内への立入許可申請の受理又は許可に係る条件の設定 ※ 法38⑤において準用	法55 規則43XI	—	—	—	—	法定 (8)			
37⑧⑩	規制開始時点に着手済みであった、許可の必要な行為等に係る届出受理	法55 規則43XI	—	—	—	—	法定 (8)			
38④III	立入制限地区内への立入許可	法55 規則43XII	—	—	—	—	法定 (8)			
39①⑤	監視地区内での建築物その他の工作物の新築等行為の届出受理、行為着手までの期間の短縮	法55 規則43XIII	—	—	—	—	法定 (8)			
39②	届出行為に対する禁止、制限又は必要な措置命令	法55 規則43XIII	—	—	—	—	法定 (8)			

2-8 法令名： 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(H4法75)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
39③④	届出行為へ命令を行うまでの期間の変更及び期間変更に係る理由等の通知	法55 規則43X III	—	—	—	—	法定 (8)			
40①	管理地区内での建築物その他の工作物の新築等、許可の必要な行為又は届出の必要な行為を行う者に対する実施行為に対する指示	法55 規則43X IV	規則43	—	—	—	法定 (8)			
40②	管理地区内での建築物その他の工作物の新築等、許可の必要な行為に違反したもの等に対する原状回復命令又は措置命令	法55 規則43X IV	規則43	—	—	—	法定 (8)			
41①②	管理地区内での建築物その他の工作物の新築等、許可の必要な行為等を行う者に対する報告徴収、又は立入検査	法55 規則43X V	規則43	—	—	—	法定 (8)			
42①②	生物保護地区の指定等に係る実地調査及び土地所有者等からの意見徴収	法55 規則43X VI	—	—	—	—	法定 (8)			
47④	保護増殖事業者に対する報告徴収	法55 規則43X VII	規則43	—	—	—	法定 (8)			
49	野生動植物の種の個体の生息等の定期的な調査及びその結果の活用	法55 規則43X VIII	—	—	—	—	法定 (8)			
54②	国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等(譲渡し等に係るものを除く)をしようとするときの協議等	法55 規則43X IX	—	—	—	—	法定 (8)			
54③	国の機関が管理地区の指定時にすでに許可の必要な行為を行っている場合等の通知の受理	法55規則 43X IX	—	—	—	—	法定 (8)			

2-9 法令名： 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(H4法108)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
7	輸出移動書類に係る輸出特定有害廃棄物等の輸出又は運搬を行わないこととなったとき等の届出の受理	法20② 省令本則I	—	—	—	—	法定(7)			
12①	輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等の処分を行ったとき等の届出の受理	法20② 省令本則II	—	—	—	—	法定(7)			
<12①>	輸入移動書類に係る廃棄物の処分を行ったとき等の届出の受理 ※ 法12②において準用	法20② 省令本則II	—	—	—	—	法定(7)			
15①②	特定有害廃棄物等の輸出した者、輸入した者等に対する報告徴収	法20② 省令本則III	省令本則 ただし書	—	—	—	法定(7)			
16①②	特定有害廃棄物等の輸出した者、輸入した者等に対する立入検査	法20② 省令本則IV	省令本則 ただし書	—	—	—	法定(7)			